

議第56号

高山市税条例等の一部を改正する条例について

高山市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年6月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方税法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例等の一部を改正する条例

(高山市税条例の一部改正)

第1条 高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>外国法人</u>に対する本節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で令第46条の4に規定する場所をもつてその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下本節において「外国法人」という。)</u>に対する本節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもつて、<u>その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第36条の2 法人税割の税率は、<u>100分の12.3</u>とする。</p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第36条の2 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等が課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法<u>第145条</u>において準用する場合を含む。以下本項及び</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 法の施行地に<u>本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が</u>、外国の法人税等が課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は<u>第144条の6第1項</u>の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法<u>第144条の8</u>において準用</p>

第58条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第58条 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

する場合を含む。以下本項及び第58条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第58条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第61条・第62条 (略)

第63条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下本条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)~(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第61条・第62条 (略)

第63条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下本条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)~(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第95条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

第95条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 7,200円
貨物用のもの
営業用 年額 3,000円
自家用 年額 4,000円
専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円
その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者

自家用 年額 10,800円
貨物用のもの
営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円
専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。））の規定によりみなして適用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条の2 当分の間、所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第34条及び第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下本項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 (略)

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条の2の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第12条の2第1項」とあるのは「付則第12条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下本項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 (略)

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条の2の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第12条の2第1項」とあるのは「付則第12条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第12条の2の3 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下本項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下本項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び付則第12条の2の規定その他本条例の規定を適用する。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税等の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第12条の2の3 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下本項において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下本項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第12条の2の規定その他本条例の規定を適用する。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税等の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第27条 (略)

第27条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第28条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金

第27条 (略)

第27条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) (略)

額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第28条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第11条、付則第11条の2、付則第11条の3又は付則第12条の規定を適用する。

付則第11条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項

<p><u>付則第1</u> <u>1条の2</u> <u>第3項</u></p>	<p><u>第35条</u> <u>の2ま</u> <u>で、第3</u> <u>6条の</u> <u>2、第3</u> <u>6条の5</u></p>	<p><u>第34条の3まで、第</u> <u>35条（東日本大震災</u> <u>の被災者等に係る国税</u> <u>関係法律の臨時特例に</u> <u>関する法律第11条の</u> <u>6第1項の規定により</u> <u>適用される場合を含</u> <u>む。）</u>、<u>第35条の2、</u> <u>第36条の2若しくは</u> <u>第36条の5（これら</u> <u>の規定が東日本大震災</u> <u>の被災者等に係る国税</u> <u>関係法律の臨時特例に</u> <u>関する法律第11条の</u> <u>6第1項の規定により</u> <u>適用される場合を含</u> <u>む。）</u></p>
<p><u>付則第1</u> <u>1条の3</u> <u>第1項</u></p>	<p><u>租税特別</u> <u>措置法第</u> <u>31条の</u> <u>3第1項</u></p>	<p><u>東日本大震災の被災者</u> <u>等に係る国税関係法律</u> <u>の臨時特例に関する法</u> <u>律第11条の6第1項</u> <u>の規定により適用され</u> <u>る租税特別措置法第3</u> <u>1条の3第1項</u></p>
<p><u>付則第1</u> <u>2条</u></p>	<p><u>第35条</u> <u>第1項</u></p>	<p><u>第35条第1項（東日</u> <u>本大震災の被災者等に</u> <u>係る国税関係法律の臨</u> <u>時特例に関する法律第</u> <u>11条の6第1項の規</u> <u>定により適用される場</u> <u>合を含む。）</u></p>
	<p><u>同法第3</u> <u>2条第1</u></p>	<p><u>租税特別措置法第32</u> <u>条第1項</u></p>

項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第11条、付則第11条の2、付則第11条の3又は付則第12条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29

条第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例)

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第8条の3及び付則第8条の3の2の規定の適用については、付則第8条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第8条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」

とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律第13
条第1項の規定により適用される租税特別措
置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につ
き震災特例法第13条第3項若しくは第4項
又は第13条の2第1項から第5項までの規
定の適用を受けた場合における付則第8条の
3及び第8条の3の2の規定の適用について
は、付則第8条の3第1項中「法附則第5条
の4第6項」とあるのは「法附則第45条第
5項の規定により読み替えて適用される法附
則第5条の4第6項」と、付則第8条の3の
2第1項中「法附則第5条の4の2第6項」
とあるのは「法附則第45条第5項の規定に
より読み替えて適用される法附則第5条の4
の2第6項」とする。

(個人の市民税の税率の特例)

第30条 (略)

(個人の市民税の税率の特例)

第28条 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第29条 法附則第30条第1項に規定する3
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項
後段の規定による車両番号の指定を受
けた月から起算して14年を経過した
月の属する年度以後の年度分の軽自
動車税に係る第95条の規定の適用に
ついては、当分の間、次の表の左欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句
とする。

第95条	3,900円	4,600円
第2号ア	6,900円	8,200円

		<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
		<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
		<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

(高山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高山市税条例の一部を改正する条例（平成25年高山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び改正は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) この条例による改正後の高山市税条例（以下「新条例」という。）第34条第5項の規定及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 新条例付則第7条第4項、第7条の2第4項、<u>第8条の4第1項</u>（「法附則第5条の5第2項」の次に加えられた「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」の部分を除く。）、第10条の2及び第12条の2から第12条の4までの規定並びに第12条の6の改正並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び改正は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) この条例による改正後の高山市税条例（以下「新条例」という。）第34条第5項及び付則第12条の4（<u>同条第5項第3号の規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。</u>）の規定並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 新条例付則第7条第4項、第7条の2第4項、<u>第8条の4</u>（「法附則第5条の5第2項」の次に加えられた「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」の部分を除く。）、第10条の2及び第12条の2から第12条の4（<u>同条第5項第3号の規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。</u>）までの規定並びに第12条の6の改正並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定及び改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中高山市税条例付則第4条の2及び第12条の2の3第2項の改正、第28条から第29条までを削る改正並びに付則第30条を付則第28条とする改正並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第1条中高山市税条例第95条の改正並びに附則第3条及び第5条（第1条の規定による改正後の高山市税条例（以下「新条例」という。）付則第29条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 第1条中高山市税条例付則第27条の2の改正 平成28年1月1日
- (4) 第1条中高山市税条例第24条第2項、第53条、第58条第1項及び付則第29条の改正並びに次条第5項、附則第4条及び第5条（新条例付則第29条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中高山市税条例付則第12条の2第1項及び第12条の2の2第2項の改正並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中高山市税条例第63条及び第65条の改正 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例付則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第12条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例付則第12条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第12条の2の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第36条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、

なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第95条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例付則第29条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第29条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第95条及び新条例付則第29条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第95条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第29条の表以外の部分	第95条	高山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年高山市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第95条
新条例付則第29条の表第95条第2号アの項	第95条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第95条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円

	5, 000円	4, 000円
--	---------	---------